

2019年7月1日

各位

受付終了しました

福岡県事業引継ぎ支援センター

「第2回M&A専門家養成講座」の開催について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福岡県事業引継ぎ支援センターでは、福岡県内で活躍する士業者等を対象に、以下の通り「第2回M&A 専門家養成講座」を開講することとしました。

つきましては、参加を希望される方には、別紙申込書に必要事項をご記入の上、当センター宛にお申込みをお願いいたします。

敬具

1. 講座開講の目的

後継者問題に対する国を挙げての取組の本格化を背景に、福岡県においてもM&A案件数のさらなる増加が見込まれておりますが、M&Aに関する十分なスキルを有する専門家の不足が懸念されています。当センターにおいても、今後想定されるM&A相談案件の増加に対処するため、より多くの専門家との連携体制を構築していくことが喫緊の課題と認識しています。このような事態に対し、M&Aをはじめとする事業承継支援に精通した専門人材の育成に資するため、表記の養成講座を開講するものです。

2. 実施内容

(ア) 対象者(参加条件)

- 福岡県内に事務所があり、専ら福岡県内で活動している弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士などの士業者等のうち、M&A業務のスキルを習得しM&A業務に取り組んでいきたいと考える方
- 第1回M&A専門家養成講座を受講されていない方
- 全日程(2日間)必ず出席できる方
- 講座受講後に福岡県事業引継ぎ支援センターのM&A専門家として登録可能な方 ※別添資料参照

(イ) 開催時期

1日目 2019年9月21日(土曜日) 13:00～17:20 **2日目** 2019年9月22日(日曜日) 13:00～17:20

(ウ) 開催場所

TKP博多駅前シティセンター ホールA 福岡市博多区博多駅前3-2-1 日本生命博多駅前ビル8F

(エ) 定員

100名(先着順)

※参加の可否については、受講票の発送をもって代えさせていただきます。

(オ) 参加費

当センターが全額負担いたしますので参加者の負担は無料です。

尚、仕事の都合等で一部のみしか参加できない方はお申し込みをご遠慮ください。

(カ) 受講修了書の発行

全日程修了者には、最終日に講座受講修了書を「福岡県事業引継ぎ支援センター」名で発行いたします。

(キ) 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入の上「FAX」又は「郵送」で福岡県事業引継ぎ支援センター宛にお願いします。

(ク) 受付開始日

2019年7月1日(月曜日) 9:00～

(ケ) カリキュラム

【1日目:2019年9月21日】

NO	時間	テーマ	講師
1	13:00～14:00	本コースで取り扱う事例解説 ～知っておくべきM&AマーケットとFAビジネス～	デロイトトーマツ (DTFA)
2	14:10～15:40	IM(企業概要書)とは ～IM作成とセルサイドM&Aの初動～	デロイトトーマツ (DTFA)
3	15:50～17:20	企業価値の算定	デロイトトーマツ (DTFA)

【2日目:2019年9月22日】

NO	時間	テーマ	講師
1	13:00～14:30	財務ディーデリジェンスでのポイント	デロイトトーマツ (DTFA)
2	14:40～16:10	M&Aにおける必要書類 ～NDA、意向表明書、基本合意書、 株式譲渡契約書等の理解～	デロイトトーマツ (DTFA)
3	16:20～17:20	中小企業M&Aの成約に向けた実務と 引継ぎ支援センターとの連携	引継ぎ支援 センター

【DTFA(デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社)について】

DTFAは、デロイトトーマツグループのプロフェッショナルファームであり、日本においてはM&Aやクライシスマネジメントを主としたファイナンシャルアドバイザー (FA) の分野を核としてサービスを提供しています。また近年においては中堅企業向けM&Aの育成事業にも注力しています。

3. 申込書受付先・お問合せ先

福岡県事業引継ぎ支援センター 担当:奥山・澤山・岩下
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル8階
TEL 092-441-6922 FAX 092-441-6930

「第2回M&A専門家養成講座」申込書

私は、福岡県事業引継ぎ支援センター主催の第2回M&A専門家養成講座について実施内容を十分に確認したうえで、申込みいたします。

年 月 日

氏名(自署)

印

ふりがな 氏名		住所	〒
保有資格		生年月日	年 月 日(満 歳)
個人電話	電話 FAX 携帯	メール	
会社名		所在地	〒
会社電話	電話 FAX	メール	

福岡県事業引継ぎ支援センターM&A専門家規約

福岡県事業引継ぎ支援センター

(目的)

第1条 本規約は、福岡県事業引継ぎ支援センター（以下「センター」という）が本規約に基づき登録した者（以下「M&A専門家」という）をサポートすることで、中小企業者等の適正かつ円滑な事業承継を拡充させることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約において「中小企業者等」とは、中小企業支援法第2条に規定する者をいう。

2 本規約において「サポート」とは、M&A専門家による中小企業等に対する事業承継支援（売手企業又は買手企業の両方又はいずれか一方が福岡県内に拠点を有しており、社員承継又は第三者承継の場合に限る）に関して、センターの支援スキームに則りセンターがM&A専門家に対して第3条に定める助言等を行うことをいう。

(サポート内容)

第3条 本規約に基づくサポートの具体的な内容は次のとおりとする。ただし、M&A専門家の事業承継支援内容が税理士法、弁護士法その他法令に反する業務又はそのおそれのある業務であるとセンターが判断した場合並びにセンターがサポートを不適切と判断した場合は、センターはM&A専門家からのサポート要請を拒否することができる。

- (1) 譲渡希望企業の概況把握に関するアドバイス
- (2) 買手企業の紹介（紹介できない場合もある）
- (3) 全体のプロセス組立に関するアドバイス
- (4) 企業価値評価等に関するアドバイス
- (5) 各種契約書に関するアドバイス

(M&A専門家の登録要件)

第4条 所属する会社の拠点が福岡県内にある又は福岡県内で事業を行っている場合で次の各号いずれか(以下「登録要件」という)を満たす者は、センターが指定する募集期間内にセンター所定の方式に従って登録の申請をすることができる。ただし、センターが当該申請者について登録要件を満たさないと判断した場合又は諸般の事情を考慮してM&A専門家として登録しないと判断した場合、センターは当該申請者の申請を拒むことができる。

- (1) センターが実施するM&A養成講座または他の機関が実施した同様の講座を履修したこと（他の機関が行う講座の履修については認定書・修了書・カリキュラムをセンターが確認し判定します）
- (2) M&Aに関する指導・助言について一定の実績を有していること
- (3) M&Aに関する指導・助言を業とする企業に正規社員として在籍し、かつ当該業務に相当期間従事していたこと

(M&A専門家の登録期間)

第5条 前条に基づくM&A専門家登録の期間は、登録日から登録日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 M&A専門家は、登録期間内にセンターから送付（郵送又は電子メール送信による方法）された更新の意向確認に対して、センター所定の方式に則り更新の意思表示をした場合、登録期間を1年間更新することができる。
- 3 M&A専門家に対しセンターから前項の意向確認の連絡がない場合、当該M&A専門家の更新の意向にかかわらず、当該M&A専門家の登録は当該登録期間の満了をもって終了する。
- 4 M&A専門家は、登録期間内に登録の抹消を希望するときは、センター所定の方式に則

り、センターに意思表示をしなければならない。

(M&A 専門家の報告義務)

第6条 M&A 専門家がセンターのサポートを受けて事業承継支援を行う場合は、センターに対し、速やかに次の報告及び書類の提出を行わなければならない。

- (1) 企業概況書（写し）の提出
- (2) アドバイザー契約書（写し）の提出
- (3) 基本合意書（写し）の提出
- (4) 譲渡契約書（写し）の提出
- (5) 進捗状況報告書の提出
- (6) その他センターが必要と判断した事項の報告又は資料の提出

(情報の取扱い)

第7条 センターがM&A 専門家から取得した情報(前条に基づく情報及びM&A 専門家の登録申請に際して取得した情報を含む(以下「取得情報」という)については、法令その他正当な理由がある場合を除き、センターの事業遂行を目的としたセンター内での利用(個別案件のマッチング、M&A 専門家紹介等)並びに中小企業庁、九州経済産業局及び中小企業事業引継ぎ支援全国本部に対する開示以外に、M&A 専門家の承諾なく、利用又はその他の第三者に開示しない。ただし、個人又は企業を特定する事項を削除した取得情報は、センターの事業を遂行する目的でセンターの業務(サポート業務、セミナー等)に利用することができる。

- 2 前項の規程は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報に該当する情報についても同様とする。

(M&A 専門家の責任等)

第8条 センターは、サポートの内容につきM&A 専門家及びM&A 専門家が支援した中小企業者等に対して一切の責任を負わず、M&A 専門家は、サポートの内容にかかわらず、自己の業務及び事業承継支援業務について一切の責任を負う。

- 2 M&A 専門家は、希望に応じた時期にセンターによるサポートが受けられなかった場合であっても、当然に、自己の業務及び事業承継支援業務について一切の責任を負う。
- 3 M&A 専門家は、センターから受けたサポート内容について、センターが内容について保証している又は責任を負っていると第三者が誤解しないよう努めなければならない。

(サポートの停止及び登録抹消)

第9条 センターは、M&A 専門家が次の各号に該当する場合は、当該専門家に対し個別案件のサポート停止及びM&A 専門家登録の抹消をすることができる。

- (1) M&A 専門家が行う業務内容、事業承継支援方針が法令その他センターの方針等に反する場合
- (2) M&A 専門家が法令違反を行うなど支援者として不適格な者であると判明した場合
- (3) M&A 専門家がセンター利用に関して本要領と逸脱した要求をした場合
- (4) その他M&A 専門家として不適当であるとセンターが判断した場合

(規約内容の変更)

第10条 センターは、M&A 専門家の事前の承諾を得ずに、本規約の内容を変更することができる。

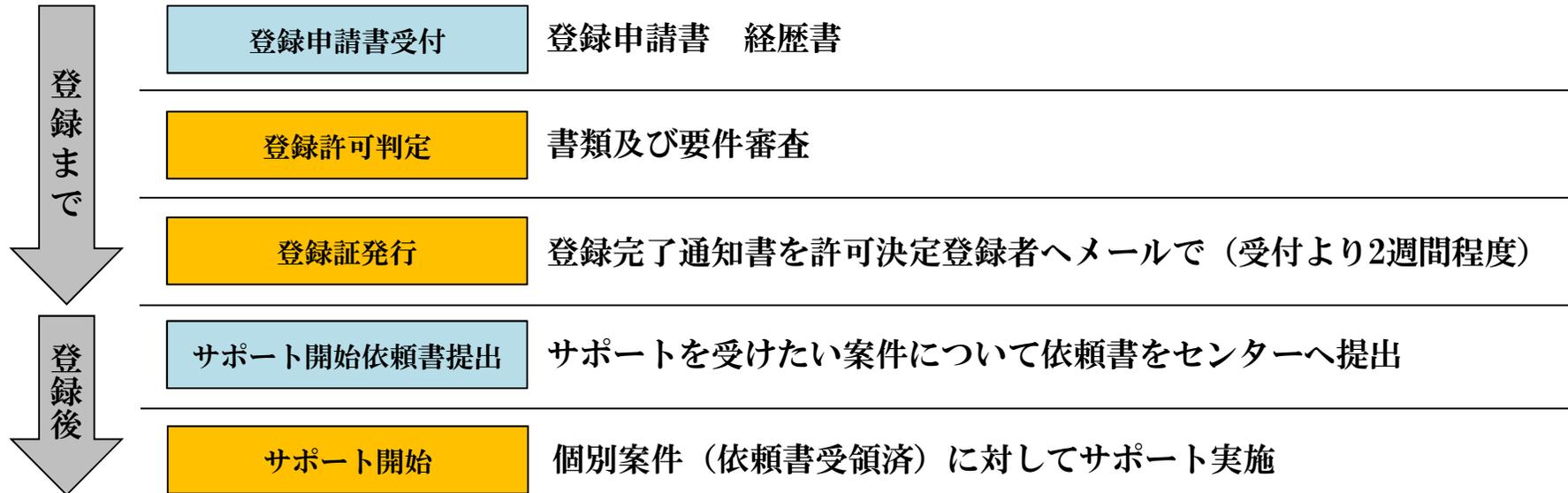
- 2 センターは、本規約を変更した場合、電子メールの送信又はWeb掲載等の方法により、変更した規約をM&A 専門家に周知しなければならない。

附則

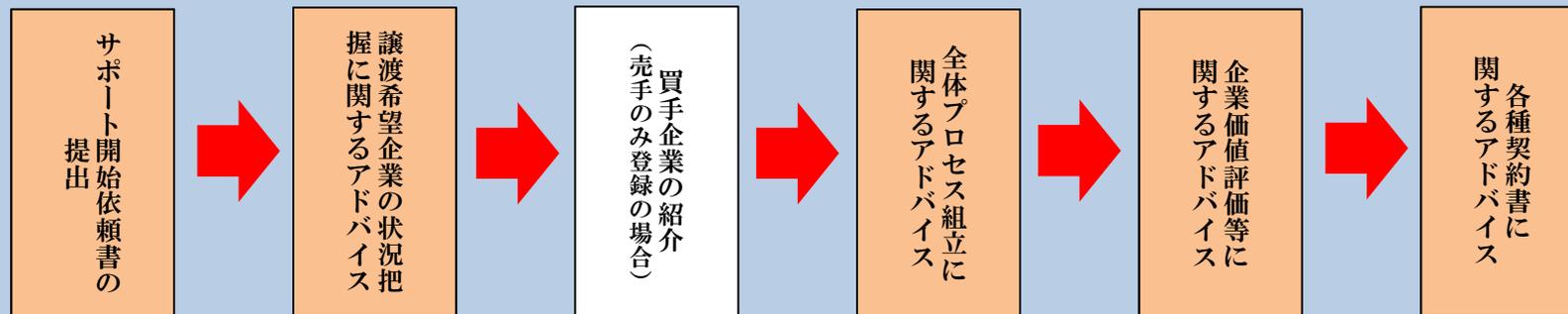
この規約は令和元年5月1日から施行する。

M&A 専門家サポートスキーム

【登録申請からサポート開始までの流れ】



【サポートの流れ】



M&A 専門家の支援とは、専門家個人が請け負った譲渡案件に対してセンタースタッフがサポートするものであり、センターの譲渡案件を紹介するものではありません。
ただし、譲渡案件に対して買手の紹介は可能です。

専門家は相談前又は相談開始後速やかに F A 契約を締結していただきます